

山武市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 28 年 12 月 16 日策定

令和元年 6 月 5 日改正

令和 4 年 9 月 5 日改正

令和 5 年 3 月 7 日改正

令和 7 年 5 月 7 日改正

山武市農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項に基づき、山武市農業委員会に係る標記の指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は、3 年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の改選期に 3 年後の目標に即して検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営 第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営 第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (令和 7 年 3 月)	5, 5 3 0 ha	0. 3 ha	0. 0 0 5 %
3 年後の目標 (令和 10 年 3 月)	5, 5 2 6 ha	0. 3 ha	0. 0 0 5 %
目 標 (令和 26 年 3 月)	5, 5 0 7 ha	0. 3 ha	0. 0 0 5 %

※令和 26 年 3 月の目標値は、「山武市農業構想」（令和 7 年 3 月策定）における目標値

(2) 遊休農地の発生防止・解消への具体的な推進方法

①農地利用状況調査と意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号）に基づき実施する。

また、従来からの日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、所有者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難な農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２．担い手への農地の利用集積について

（１）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (令和 7 年 3 月)	5, 5 3 0 ha	1, 8 4 9 ha	3 3. 4 %
3 年後の目標 (令和 10 年 3 月)	5, 5 2 6 ha	2, 0 7 9 ha	3 7. 6 %
目 標 (令和 26 年 3 月)	5, 5 0 7 ha	3, 3 0 4 ha	6 0. 0 %

※令和 26 年 3 月の目標値は、「山武市農業構想」（令和 7 年 3 月策定）における目標値

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の見直しについて

人と農地の問題解決を目的として、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描き令和 7 年 3 月に策定された「地域計画」について、目指すべき地域農業を具体化するために、農業委員と推進委員は、計画の見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する農業者等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等について、必要に応じて「地域計画」を見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

農地の利用調整については、地域における農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効活用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状 (令和7年3月)	12 経営体
3年後の目標 (令和10年3月)	17 経営体
目 標 (令和26年3月)	17 経営体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

市、県、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）の情報収集に努める。

②新規就農フェア等への参加について

農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、地域との橋渡し及び継続的なフォローを行う。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

４．「山武市農業構想」及び「地域計画」の目標を達成するための役割

山武市において作成された「山武市農業構想」及び「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、山武市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力